

産業廃棄物処分業許可証

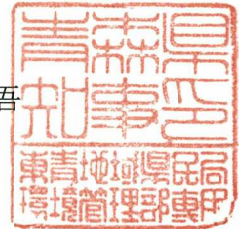
岩手県久慈市源道第13地割21番地

株式会社中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 令和2年2月20日

許可の有効年月日 令和7年2月19日

1. 事業の範囲

| 事業の区分 | | 取り扱う産業廃棄物の種類 |
|-------|----|--|
| 中間処理 | 破碎 | 木くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） がれき類 |

これらのうち、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。

2. 事業の用に供するすべての施設

| 施設の種類 | 設置場所 | 処理能力 | 設置年月日 |
|--------------------|--|--|------------|
| | | | 許可年月日 |
| | | | 許可番号 |
| 木くずの破碎施設 (移動式) | 青森市及び八戸市を除く県内一円（ただし、騒音規制法に定める特定建設作業を行う場合であって敷地境界から7m以上離れた排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）に限る。） 【駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1】 | 木くず：183.76 t/日（8時間稼働） | 平成26年3月5日 |
| | | | 令和元年9月6日 |
| | | | R1-8の2-8 |
| がれき類の破碎施設 (移動式) | 青森市及び八戸市を除く県内一円（ただし、騒音規制法に定める特定建設作業を行う場合であって敷地境界から7m以上離れた排出現場等（工事現場及び工事と一体として管理されている仮置き場内をいう。）に限る。） 【駐機場：岩手県久慈市枝成沢第18地割127番1】 | ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。） がれき類：680 t/日（8時間稼働） | 平成25年4月15日 |
| | | | 令和元年9月6日 |
| | | | R1-8の2-9 |

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年2月20日 新規許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)